

周南市大津島市民センター・支所 施設分類別計画



平成31（2019）年3月
（令和5（2023）年3月改訂）
周南市

目 次

第1章 本計画の目的.....	P.1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	P.1
第3章 対象施設の一覧.....	P.1
第4章 施設の現状.....	P.3
第5章 施設を取り巻く状況と課題.....	P.4
第6章 今後の施設の方向性.....	P.5
第7章 計画期間.....	P.6
参考資料.....	P.7

第1章 本計画の目的

周南市大津島市民センター・支所施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の大津島市民センター・支所について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

市民センターは、地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力ある持続可能な地域社会の実現を図ることを目的としています。

また、支所は、地域住民に最も身近な行政機関として、住民の利便性や安心安全の確保などを図ることを目的としています。

平成29（2017）年度までは「大津島支所」として単独の施設でしたが、平成30（2018）年度の公民館の市長部局移管に伴い、周南市市民センター条例を定め、支所併設の市民センターとしました。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりであり、地域づくり推進課が所管しています。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	市民交流施設	大津島市民センター	大字大津島 1361-4	大津島	地域
2	事務庁舎等	大津島支所	大字大津島 1361-4	大津島	地域

図表 2 施設位置図



第4章 施設の現状

(1) サービスの現状

市民センターは、地区全域を対象に地域づくり活動の支援を行っており、会議室は各種団体の会議等の場として活用されています。

また、本施設の中には、大津島支所を設置しており、諸証明書の発行や税等の収納、本庁への取次業務等も行っています。

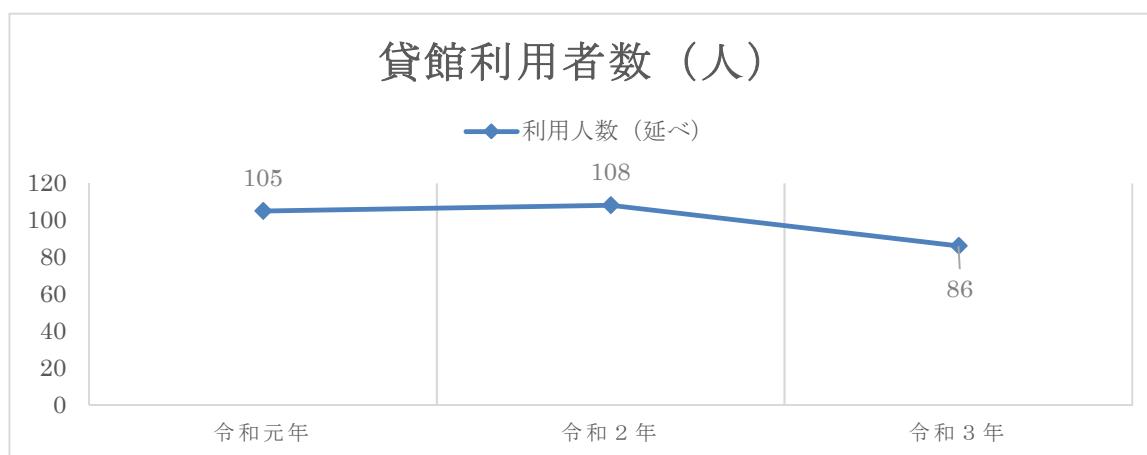
また、台風等の荒天時には、台風への注意喚起や巡航船の欠航に関する情報を、島内を巡回してアナウンスするとともに、避難所の開設や避難者の受け入れを行っています。

さらに、救急患者が発生した際は、連絡窓口として、救急搬送船の手配や消防等の関係機関への取次ぎを行っています。

人口減少に伴い諸証明の発行件数などは減少していますが、救急や荒天時の対応など地理的な特性に伴う他の支所には無い業務を担っています。

施設の維持管理に係る経費（人件費除く。）は年間約90万円です。

図表3 各施設の利用者数の推移



(2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料1】として添付します。

図表 4 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物					R4自主点検結果 総合劣化度	バリアフリー の状況 対応	ハザードマップの状況					
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性			該当	土砂	洪水	高潮	津波	
1	大津島市民センター	158.45	89.55	1976	RC /50年	未経過	有	43.70	一部対応						
2	大津島支所		60.45												

* 自主点検は毎年実施

* 構造：SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、W(木造)

* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

* 土砂・警…警戒区域、土砂・特…特別警戒区域、洪水・河…河岸浸食、洪水・氾…氾濫流

第5章 施設を取り巻く状況と課題

(1) サービスの状況と課題

大津島は、徳山港の沖合約 10 km に位置し、近江、瀬戸浜、刈尾、本浦、天浦、馬島、柳浦の 7 つの集落で形成された南北に細長い島で、本土と島を結ぶ航路を、1 日 7 便の定期船が運航しています。

人口は、昭和 25 (1950) 年の約 2,500 人をピークに、令和 4 (2022) 年 9 月末時点では 196 人、高齢化率は約 80% となっており、これまで暮らしを支えてきた地域活動の維持などが困難になっていますが、そのような状況においても、安心して暮らし続けられる地域社会の実現が求められています。

また、島内には、中心部に所在する大津島市民センターのほか、本浦地区の大津島市民センター大津分館、馬島地区の大津島ふれあいセンターが設置されており、それぞれが身近な地域活動の場として活用されています。

なお、平成 26 (2014) 年 3 月に策定した「公共施設再配置の基本方針」において、地域の拠点となる総合支所や支所及び公民館で行われている機能、提供されている住民サービスについては維持していくことを基本とする方針を示しています。

(2) 建物の状況と課題

建物は、耐震性がありますが建築後 45 年を経過し老朽化が進んでいます。また、だれもが安心して安全に利用できるよう和式トイレの洋式化や会議室出入口の段差解消など、バリアフリー化などの改修が課題となっています。

また、指定避難所となっていますが、土砂災害警戒区域に入っています。

第 6 章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

一次評価を実施したところ、【受益者負担の見直し】となりました。

なお、一次評価結果に至るまでの検討内容については、「参考資料」として最後に添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力のある持続可能な地域社会を実現するため、施設の適切な維持を図っていきます。

受益者負担の見直しについては、第 4 次行財政改革大綱に基づき、使用料や手数料の算定根拠に、施設の維持費やサービス提供コスト等を適切に反映させているか定期的に検証し、適正化を図ります。

また、使用料の減免適用状況等を踏まえ、必要に応じて減免基準を見直します。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 5 具体的な方針と実施時期(予定)

施設名	主たる建物							一次評価結果	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)	
	築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況			R5	R6
大津島市民センター・支所	45	RC /50年	未経過	有	43.70	一部対応	土	受益者負担の見直し	継続利用	RC築後40年経過	

第7章 計画期間

本計画の計画期間は令和6(2024)年度までとします。

市民センター及び市民センター類似施設の施設分類別計画は、教育委員会が所管していた旧公民館等については「周南市公民館施設分類別計画」が、市長部局が所管していた類似施設については本計画のように個別の施設分類別計画が、それぞれ策定されています。

「周南市公民館施設分類別計画」の計画最終年度が令和6(2024)年度であることから、その終了に併せ、本施設も含めたすべての市民センター及び市民センター類似施設を対象とする「周南市支所・市民センター等施設分類別計画」を策定する予定です。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料2（第6章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

(1) 施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ		
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性	
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止		
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続 ◇ サービス廃止	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ ◇ 共同利用 ⇒ ◇ 廃止	
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 ◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲		
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）		
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討 ◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続 ◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（集約化） ◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（共用化）		
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	⇒ ◇ 多目的化	
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができるか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し	

これらの検討により、導き出される施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

周南市大津島市民センター・支所 施設分類別計画

平成31（2019）年3月

（令和5（2023）年3月改訂）

地域振興部 地域づくり推進課
〒745-8655 周南市岐山通1-1
電 話 0834-22-8296
F A X 0834-22-8428
電子メール kyodo@city.shunan.lg.jp